



CPD

国際評価基準審議会 (IVSC) の基準理事会 (Standards Boards) の最近の動向 —Business Valuation Stan- dards Boardでの議論を中心に—

IVSC Business Valuation
Standards Board メンバー

いわ た たか こ

岩田 宜子

1 はじめに

国際評価基準審議会 (International Valuation Standards Council: IVSC) は、2024年1月31日に国際評価基準 (2025年1月31日発効) (International Valuation Standards (effective 31 January 2025): IVS2025) を公表した。IVS2025は、2021年7月に公表された現行の国際評価基準 (2022年1月31日発効) (International Valuation Standards (effective 31 January 2022): IVS2022) を改訂するものである。IVSCの基準理事会 (Standards Boards: Boards) は、IVS2022公表以降、基準の改定や追加基準の設定を協議してきた。本稿では、この基準設定に係るBoardsのうち事業評価基準理事会 (Business Valuation Standards Board: BV Board) において2022年12月から2024年1月までに議論された内容を中心に紹介する。なお、2024年にBV Boardは、2名の退任、7名の就任に伴い、8名体制から13名の体制となった。

その間、BV Boardにおいては、月次

で開催されたウェブ会議、メールでの協議、2023年3月のシドニーでの会議、7月の東京での会議、及び10月のパリでの年次総会で、主に次のような議題が話し合われた。

- ・ IVS2022に対する改訂
- ・ 無形資産のうち主として技術とデータ

その結果、この期間に公表された基準やペーパーは、以下のとおりである。

- (1) IVS2025
- (2) 無形資産に関するパースペクティブ・ペーパー第4部 (IVSC Perspectives Paper: Time to get Tangible about Intangible Assets Part 4: Deciphering Technology) (2023年6月公表)

本稿では、上記(1)の改訂された内容のうち主としてビジネスバリュエーションに関連する事項及び(2)の内容を中心に報告する。

なお、本文中の意見やコメントは筆者の私見であり、筆者が所属する組織の意見ではないことをあらかじめお断りしておく。

2 国際評価基準(2025年1月31日発効): IVS2025

Boardsは、2023年4月に公表したIVS公開草案(International Valuation Standards Exposure Draft for Consultation(Consultation period 28 April 2023 to 28 July 2023): ED2023)(公開意見募集期間2023年4月28日から7月28日)とED2023に対して寄せられたコメントの検討、及び評価専門家組織、規制当局、評価基準設定組織、評価専門家、評価の利用者並びに研究者等との広範な協議プロセスの後、2024年1月に、IVS2025を公表した。IVS2025は2025年1月31日発効であるが、早期適用が認められている。さらに、結論の根拠は追って公表する予定である。

IVSCの通常のプロセスとして、Boardsは現在2年ごとにIVSの見直しをしている。今回の改訂に際して、Boardsは、テクノロジーの進化やデータソースの多様化といった環境の変化が継続していること、評価の際に専門家やサービスプロバイダーを利用することが増えてきていること、金融機関、投資家、規制当局を含む関係者からの評価プロセスやリスクの明確化に対する需要が高まってきていること、環境、社会、ガバナンス(ESG)といった新しい分野への評価の適用について需要があること、新しい金融商品の内容を含めること、などの事実を認識し協議した。そして、BoardsはED2023で主として次の改訂についての提案を行った。

- (1) 評価プロセスにより適合する構造の採用
- (2) 評価の複雑化を反映するための、データとインプット、評価モデル、品質管理、及び文書化に関する要件の追加

(3) 一般基準はすべての資産等の評価に適用されることを確保するための、一般基準と資産基準間での一部の要件の移動

(4) 読みやすさと柔軟性向上のための、特定の情報の付録への移動

(5) 組織や専門家といった評価提供者の役割と責任の明確化

(6) IVS500金融商品(Financial Instruments)の大幅な改訂と強化

ED2023に対して、日本公認会計士協会及びAICPA(American Institute of Certified Public Accountants)を含む団体、大手会計事務所を含む評価機関、規制当局、学者などから116件のコメントが寄せられた。Boardsは、これらのコメントにつき協議するとともに関係者との広範な協議プロセスを経て、IVS2025を公表するに至った。

IVS2025のうちIVS2022から改訂された主な箇所は以下のとおりである。

前書(Foreword)

序論に記載されていた評価基準設定の基本原則が削除された。評価の基本原則は修正され、IVS101評価のフレームワーク(Valuation Framework)へ移動した。

IVSは、すべての評価に適用される一般基準及び特定の資産評価に適用される資産基準からなり、IVS2025では特定の概念に関する追加情報を提供する付録が追加された。そこで、IVS2025では付録の位置づけを明確にするため、IVSに準拠した評価を行うためには、一般基準、資産基準、及び付録に従う必要があると明記された。

用語集(Glossary)

自動化評価モデル(Automated Valuation Model(AVM))、データ(Data)、環境、社会、ガバナンス(Envi-

ronmental, Social and Governance(ESG))、インプット(Input)、無形資産(Intangible Asset)、負債(Liability)、専門的判断(Professional Judgement)、専門的懐疑心(Professional Scepticism)、サービス組織(Service Organisation)、専門家(Specialist)、有形資産(Tangible Asset)、評価日(Valuation Date)、評価モデル(Valuation Model)、評価プロセスレビュー(Valuation Process Review)、評価レビュー(Valuation Review)、評価リスク(Valuation Risk)、及び価値のレビュー(Value Review)の定義が追加された。また、いくつかの用語の定義が修正され、基準に使用されていない用語は削除された。

なおBoardsは、評価リスクについてはガイダンスが必要であると考え、ワーキンググループを設置し、パースペクティブ・ペーパーを公表する予定である。

さらにESGについては、考慮事項が資産のみならず国によっても異なることから、ESGの要件に関するガイダンスをIVS2025に追加することは実務的ではないと結論した。ただし、引き続き重要なトピックとして2024年のIVSアジェンダ協議で取り上げることを検討している。

一般基準(General Standards)

IVS100評価のフレームワーク(Valuation Framework)

IVS2022では序論に含められていたフレームワークが、IVS2025では必須要件として一般基準に組み込まれた。また、品質管理のセクション項目が追加された。10.基準の遵守(Compliance with Standards)、20.資産と負債(Assets and Liabilities)、30.評価人(Valuer)、及び50.専門能力(Competence)のセクションが明確化のため一

部改訂された。

IVS101業務範囲 (Scope of Work)

評価の業務範囲にかかる要求事項として、重要なESG要素の考慮など、新たな項目が加わった。また、評価プロセスレビューと価値のレビューに関する要求事項が追加された。

IVS102価値の基準 (Bases of Value)

すべての資産には適用されないものや、実務上の追加的情報として記載されていたものは、IVS102の付録に移された。

IVS103評価アプローチ (Valuation Approaches)

具体的な評価手法については、新たに設定された付録に移された。また、評価モデルについては、新たに設定されたIVS105へ移された。

IVS104データとインプット (Data and Input)

評価にインプットとして使用されるデータの選択と使用について定めた新しい章で、評価の目的は、関連する観察可能なデータを最大限使用することが明記された。評価者は、正確性、関連性、適時性、及び透明性の観点から専門家としての判断で使用するデータを選択する必要がある。また、重要なデータとインプットの出典、選択と使用は説明され、正当化され、文書化されなければならない。付録には、評価者は評価に影響を与えるESGの要素に関連する法律の枠組みについて認識し、重要な要素は評価に考慮すべきとし、ESGの要素の例を示している。

IVS105評価モデル (Valuation Models)

評価プロセスで使用される評価モデルの選択と使用について取り扱う新設された章で、評価者が専門的な判断を行わずにAVMを用いた場合などは、IVSに準

拠した評価とはいえないとしている。また、評価モデルの選択と職業専門家としての判断については、文書化することを要求している。

IVS106文書化と報告 (Documentation and Reporting)

IVS2022ではIVS103報告 (Reporting) とされていたものに、文書化の章が加えられ、評価レビューの報告要件が改訂された。

資産基準 (Asset Standards)

ビジネスバリュエーション (Business Valuation)

IVS200ビジネス及びビジネス持分 (Businesses and Business Interests)

IVS210無形資産 (Intangible Assets)

IVS220非金融負債 (Non-Financial Liabilities)

IVS230棚卸資産 (Inventory)

資産基準のうち、BV Boardが担当するIVS200からIVS230の章については、IVS2025での改訂は少ない。他の資産基準は、一般基準で改訂された評価プロセスに適合した章立ての変更や、データとインプット、評価モデルといった新設された章の追加に合わせた変更を行っているものの、ビジネスバリュエーションの章では従来のままである。BV Boardは、かつてIVSCで実施したIVSアジェンダ協議 (IVS Agenda Consultation) で短期間に取り組むべき項目として列挙された、非金融負債、割引率、アーリーステージ企業の評価、及び棚卸資産等につき、IVS2022までに対応済みである。そして、IVSは多くの国で適用され、ないしは採用の検討が進んでおり、いくつかの主要な管轄区域で重要な時期にあること、IVS200からIVS230までの基準が現行の国際的なベストプラクティスを示してい

ると考えられること、IVSの他の章の改訂後の内容と適合していると考えられることなどから、BoardsはIVS200からIVS230の章に対して今回の改訂で大きな変更を加えないことを選択した。

有形資産 (Tangible Assets)

IVS300設備とインフラストラクチャー (Plant, Equipment and Infrastructure)

IVS400不動産 (Real Property Interests)

IVS410開発資産 (Development Property)

一般基準に合わせて再構築され、データとインプット、評価モデルに関する章が追加された。また、IVS300ではインフラストラクチャーが追加されたとともに、主にインカムアプローチとマーケットアプローチの章に改訂がなされた。

金融商品 (Financial Instruments)

IVS500金融商品 (Financial Instruments)

一般基準に合わせて再構築され、データとインプット、評価モデルに関する章が追加されたとともに、大幅に改定された (本誌82-85頁参照)。

3 無形資産に関するパースペクティブ・ペーパー

IVSCは、バリュエーションに関連するトピックや緊急課題に対して、バリュエーションの視点でのガイダンスやケーススタディなどの情報を提供するパースペクティブ・ペーパーを適時に公表し、世の中に寄与したいと考えている。

無形資産は、世界の先進国における価値創造の原動力となってきた。資本市場にとって無形資産は重要であるにもかかわらず、貸借対照表上で認識される無形資産は第三者取引からの取得によるものであり、会計と経済実態に乖離が生じ

ている。そこでBV Boardは無形資産に着目し、2021年9月以降、以下の無形資産に関するパースペクティブ・ペーパーを公表してきた。

- (1) 無形資産を具体化する時期第1部 (Time to get Tangible about Intangible Assets Part 1) (2021年9月公表)
- (2) 無形資産を具体化する時期第2部 人的資本 (Time to get Tangible about Intangible Assets Part 2: Human Capital Introspective) (2022年5月公表)
- (3) 無形資産を具体化する時期第3部 ブランド (Time to get Tangible about Intangible Assets Part 3: Rethinking Brand Value) (2022年9月公表)
- (4) 無形資産を具体化する時期第4部 技術の解読 (Time to get Tangible about Intangible Assets Part 4: Deciphering Technology) (2023年6月公表)

(上記(1)、(2)及び(3)については、本誌2023年2月号67-69頁「国際評価基準審議会 (IVSC) の基準理事会 (Standards Boards) の最近の動向—Business Valuation Standards Boardでの議論を中心に—」参照)

無形資産を具体化する時期第4部 技術の解読 (Time to get Tangible about Intangible Assets Part 4: Deciphering Technology)

このペーパーで技術は、実用的な目標を達成するための知識の応用と定義し、関連する製品、機械装置等の有形資産、及びソフトウェアなどの無形資産も含まれ、時間の経過とともに進化するいくつかの無形資産をも包括しているとらえている。

技術革新はしばしば大規模な計画の

結果よりも、徐々に試行錯誤することから生まれ、その最終的な応用は元々の概念とは大きく異なる場合がある。また、すべての価値が商業的な利益として実現するとは限らない。

技術への投資には、投資自体が技術の開発と成功に影響を与えるといった特徴がある。技術への投資は非常に分散したリターンを生み出し、失敗の確率は高いものの、成功した場合は稀にみる高いリターンが実現される場合もある。これらの特徴は、技術の評価において将来予測や割引率を検討する際に考慮される。特に初期段階の技術では不確実性が非常に高く期待値に大きな幅があることが多く、すでに商業的な成功を収めた技術はリスクが低い。さらに、技術の評価の際には、技術の残存耐用年数や減耗率はどれくらいか、技術を持続するための資本的支出や経費として必要な投資があるか、技術は価格の差別化やコスト削減にどの程度寄与するのか、他の資産とどのような関係にあるのか、といったことを考慮する必要がある。

特定の技術を評価対象とする場合の課題の一つは、評価対象の技術を既存の技術から分離することである。もう一つの課題は、特定の技術には、その進化により新しい応用や派生が予測される場合もあるということである。

さらに、ビジネスにおいて、技術はブランドや顧客関係などの他の無形資産と密接に連携しているため、特定の技術の評価の際にはそれらを分離して分析する必要が出てくる。

IVSでも技術の評価が規定されているが、技術の評価では特に専門家としての判断、経験と分析力が必要である。評価アプローチのうちマーケットアプローチは、その特徴から単一の技術の評価に適用されることは稀である。次にコストアプロー

チは、技術が商品化され、差別化の利点を持たない場合に使用されることがある。そしてインカムアプローチは、将来の視点での評価であり財務予測を必要とする。技術が主要な資産ではない場合には、ロイヤルティ免除法が用いられることが多い。この手法では適切なロイヤリティ率の検討などの課題がある。技術が主要な資産の場合、超過収益法が用いられることが多い。この方法では、その他の資産に対する貢献資産費用を差し引いた残余のキャッシュフローを技術に帰属させて評価するため、その結果分析された価値は不安定であるという性質がある。

以上のように、技術は評価が最も複雑な無形資産の一つである。技術への投資は起業家や投資家にとって失敗も含めて多様な結果が生じる可能性があること、技術は過去の技術に基づいている場合や、人的資本、ブランドや顧客関係などの無形資産と相互に関係している場合が多いなどの特性がある。よって、評価の際に高度な専門的能力を必要とし、この点はIVSCの高品質な基準の策定と評価専門家の能力向上を促進するという目標と一致している。

BV Boardでは、無形資産が互いにどのように影響し合うかといった点を含めて、無形資産の評価を引き続き検討している。

4 おわりに

事業をとりまく環境は大きく変化し、先行き不透明な状況下で、評価業務において検討すべき項目は増加しており、BV Boardは、より幅広いトピックについて活発に意見交換を行ってきた。日本にはビジネスバリュエーションに関するバリュエーションの専門家組織 (Valuation Professional Organization: VPO) が

存在しないが、日本においても評価者及び評価の利用者に対して、評価に関する具体的な指針を検討し公表していくVPOの必要性はますます高くなっていると実感している。

そのような課題の認識の下、2018年より、APECの要請を受けたIVSCの評議員と国内のビジネスバリュエーションに関係する有志とで、IVSCラウンドテーブルという名称で非公式な議論を続けてきた。

2023年7月のBV Board会議は、

筆者の所属する株式会社KPMG FASで開催した。BV Boardで日本の状況について議論することもあり、IVSCのNick Talbot CEO、BV Boardの代表者、及びNicolas Konialidis Asia Directorとともに、IVSCラウンドテーブルに参加し、意見交換を行った。また、Nick Talbot CEO及び関根愛子評議員とともに、金融庁、経産省、国際サステナビリティ基準審議会の日本での拠点であるIFRS財団のアジア・オセアニアオフィス、東京証券取引所、日本不動産鑑定

士協会、及び日本公認会計士協会を訪問した(本誌2023年11月号28-33頁「国際評価基準審議会(IVSC)Nick Talbot CEOに訊く—IVSCの活動と今後の展望について—」参照)。

これらの活動が、日本におけるビジネスバリュエーションの評価実務の向上につながればと思う。

教材コード	J 0 5 0 1 7 3
 研修コード	5 1 1 9
履修単位	0.5 単位